

色覚検査を実施します

色覚検査は、大多数の人の見え方と異なる「先天性色覚特性」を調べるものです。日本では、男子の約5%（20人に1人）、女子の約0.2%（500人に1人）の割合にみられます。色覚特性では、色が全く分からないというわけではなく、色によって見分けにくいことがある程度で、日常生活にはほとんど不自由はありません。しかし、状況によっては色を見誤って周囲から誤解を受けることや、色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるため、学校生活では配慮が望まれます。本人には自覚のない場合が多く、検査を受けるまで保護者もそのことに気づいていない場合が少なくありません。治療方法はありませんが、授業を受けるに当たり、また職業・進路選択に当たり、自分自身の色の見え方を知っておくためにも、この検査は大切です。



去年も受けたけど、今年も受けたほうがいいのか？

色覚特性は先天性のもので、視力検査のように年度によって結果が変わることはありませんので、昨年度受けた児童は、今年度検査をする必要はありません。昨年度受けていないお子様は、検査を受けるようお勧めいたします。



なにか困った事があれば

いつでも学校にご相談ください。学校生活で困った事があれば配慮させていただきますので、お気軽にお声掛けください。

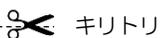


色覚検査実施にあたって

大阪狭山市では、H28年度より、色覚に特性のある児童に配慮した指導ができるよう、1年生の希望者を対象にした色覚の検査を行うことになりました。他学年も希望があれば検査を実施します。検査の実施においては、プライバシーの保護に十分配慮し、また検査の結果は、保護者様にお知らせいたします。

以上をご理解いただき、検査を希望される場合は下記の申込書にご記入の上、切り取って1月12日（水）までに学級担任にご提出ください。検査は左記日程で行います。

※1年生については、別途希望調査を実施しておりますので下記の申込書は必要ありません。



色覚の検査申込書

色覚の検査を希望します。

_____年 _____組 氏名 _____